

令和2年度第1回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和2年8月25日(火) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所1階 101会議室
出席委員	<p>会長：西浦 定継(学識経験者/明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長：小池 孝範(学識経験者/弁護士法人ENISHI)</p> <p>委員：亀山 孝一(事業者団体関係者/日野市商工会理事)</p> <p>委員：糟谷 敏美(事業者団体関係者/日野市商工会理事)</p> <p>委員：田辺 真樹 (労働者団体関係者/全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委員：伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者/連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 委員紹介</p> <p>3. 会長の選任及び副会長の指名</p> <p>4. 諮問文について</p> <p>5. 議事</p> <p>(1) 令和2年度以降のスケジュールについて</p> <p>(2) 令和元年度 工事運用状況について</p> <p>(3) 令和2年度 工事対象案件について</p> <p>(4) 委託適用開始までの審議事項等について</p> <p>(5) その他</p> <p>6. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 令和2年度以降のスケジュールについて</p>	
事務局	・委託・指定管理への適用拡大時期に向けたスケジュール案を説明
委員	・令和3年の公契約条例の委託への適用開始に向けて職員向け事業者向けの説明会が各1回提案されているが、新型コロナウイルスの影響によりすべてのスケジュールが基本的に1年延びて時間にも余裕が来ているので回数を増やすなど検討していただきたい。
委員	・コロナウイルス感染拡大の状況にあわせて実施方法を検討しながら丁寧に対応していただきたい。
<p>(2) 令和元年度 工事運用状況について</p>	
事務局	・令和元年度公契約条例適用工事の労務台帳確認状況、市内下請け業者利用状況と今後の課題を説明

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳の扱いに慣れていないと思われる業者が散見されるため、事務局での提出状況や内容の確認を引き続きお願いすると同時に、今後の審議会で台帳を確認する機会を設けていただきたい。 ・市内下請け業者の活用がうまく実現していないことが大きな課題。この努力義務について状況を改善する方法を今後の審議会で検討できたらいいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者を活用できていないことは残念に思う。 ・市内業者の活用が加点につながるような評価方式の検討をしていただけると業者も前向きになるかと思う。このままでは市内業者の育成が進まず、市外業者ばかりになっていくという悪循環を生みかねないため、ぜひ検討いただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況はどうか、またどのような取り組みをしているのか調べていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者を活用していただくよう元請業者への声掛けや案内はされているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・この件に関してどのような働きかけができるかは課題として持ち帰らせていただく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・声掛けも大事だが評価の加点などがなくなかなか改善は難しいと思う。ぜひ検討していただきたい。また、審議会で引き続き検討していくということによいか。 <p>→ 異議なし</p>
(3) 令和2年度 工事対象案件について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度条例対象工事について説明
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者の活用をお願いするタイミングについてご意見いただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公示が出た段階ですぐに積算にかかるために業者を探すので公示の段階で周知されていないと間に合わない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例を制定する際に市内業者の育成という趣旨も含めた経緯があるが、単に条文があるだけでは実効性の担保は難しい。 ・条例の制度に関する労働者への周知と同様に、市内業者の活用をお願いについてもどのように周知していくのか、強く縛りがかけられない分どう協力を得られるように補足していくかが大事。 ・日野市では総合評価方式の評価項目に市独自の政策を入れている。総合評価とうまく関連付けて公契約条例に寄り添った運用が出来ればと思う。
(4) 委託適用開始までの審議事項等について	

事務局	・委託の適用開始までに審議会で審議いただきたい事項について説明。
委員	・令和4年度の予算編成に向けて事業者からヒアリングを行う前に、令和3年度の予算要求のための見積り徴取時に下準備として簡単なヒアリングができると来年度ヒアリングを実施する際に内容を固めて聞き取りが出来るのではないかと思うがいかがか。
事務局	・担当課と相談し、可能な範囲を検討したい。
委員	・委託の対象事業については既に方向性が出ているので、条例改正前の今年の段階から事業者と話をし理解をいただき、意思疎通が一方通行にならないように丁寧に進めていただきたい。
委員	・来年7月に予定されている事業者向けの説明会を、議案を上程する前に実施できないか。説明を受けた上で議案が提出されたほうが事業者の受け止め方も変わる。また、その段階で見つかる問題点などもあるかもしれない。いかがか。
事務局	・条例を改正してからでないとは決定事項として説明できない内容もあるので説明会という形で実施するのは難しい。そのため条例改正前には勉強会という位置づけで予定している。
委員	・決まる前に情報を流すことはなかなか難しいと思うので慎重に行いつつも、条例改正前の勉強会などを丁寧にやっていく形で検討していただければと思う。
委員	・先の話にはなるが、委託の導入の一年後には指定管理も適用となる。指定管理については複数年契約であり、公契約導入の令和5年のタイミングでの契約件数がどれほどなのかわからない。今後審議会でこの話をしていく際には、検討の対象となる施設がどこかだけでなく更新期間や契約年数といった情報も一緒に出していただきたい。
(5) その他：議題への提案、条例への反映案について	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・議題への提案・条例への反映案を提出させていただきたい。 ・国交省ではかねてより「労務単価には事業者が負担すべき人件費（必要経費）は含まれていない」「労務単価の41%の金額が、事業者が労働者一人の雇用に必要な経費として共通管理費、現場管理費の中に計上されている」ということを通知している。また、今年の労務単価の公表資料の中では「事業者が下請けに必要な経費を支払わないこと、またその分を値引きすることは不当行為である」と明言している。建設業法にも同様の条文があるが、徹底されていないのが現状である。 ・そこで条例の中に「公契約条例適用現場において上位事業者は契約を行う下位事業者に対して標準見積書内の人件費に対する法定福利費を含む必要経費を支払うこととする」という内容を法令順守という言葉も含めて記載することを提案する。 ・施行規則には「下請け事業者は労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払う

	<p>に足る人件費の設定を行い、国土交通省が算定している人件費に対して 41% の建設労働者等の雇用に対する必要経費を見積書に計上すること」を記載することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認方法としては、労務台帳上に「工事請負契約において見積書内の人件費に対して建設労働者等の雇用に対する必要経費は含まれたか？」を確認する項目をいれてはどうかと考えている。 ・今後、審議会の中で議論、検討をしていければと思い提案する。 ・国交省の通達や公表資料、建設業法を背景に、一人親方の経費問題にも触れながら公契約全般の課題として検討していただきたい内容である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入の義務付けが始まり、社会保険に加入しない業者とは下請契約を締結しないなど、建設業界が必要経費の適正化の流れになっていることは事実である。 ・日野市の工事の積算においては必要経費の 41% が確保できているのか教えていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が何年も前から努力目標として必要経費の 41% を言い続けている中、都道府県レベルでも達成できていないのが現状。日野市としてはどのように努力されているのかは聞きたい。 ・建設業界を取り巻く環境が変わっていく中で、今後一人親方という位置づけが働き方の面も含めてどのような扱いになっていくのかは注視し、考えていくことは重要であると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・興味深い提案であった。この話についてはぜひ今後も検討していきましょう。